○採用時教養検討委員会設置要綱の制定について(通達甲)

平成28年３月22日
警務発第327号
改正　平成31年３月28日警務発第310号
令和２年３月13日人材発第114号
令和３年２月16日人材発第50号
(警務、監察、地域、学校)
部長及び参事官
所属長
10年保存(口訓)

採用時教養検討委員会の設置に関し「採用時教養検討委員会設置要綱の制定について(通達甲)」(平成28年３月22日警務発第327号)を定めているところであるが、採用時検討委員会の委員を見直したことに伴い、当該通達甲の一部を別記のとおり改正し、令和３年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

採用時教養検討委員会設置要綱

第１　趣旨

この要綱は、採用時教養検討委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　委員会の設置

１　構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長　警務部長

副委員長　警察学校長及び警務部参事官（警務）

委員　人材育成課長、警務管理官、監察課次長、地域課次長、警察学校副校長、警務課人事担当課長補佐及び校長補佐

２　任務

採用時教養期間中の警察官について、その効果的な指導育成及び不適格者の発見と厳格な対応に資するため、検討を行い、必要な措置を講ずることを任務とする。

第３　運営

１　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

２　委員長は、委員会の検討結果について必要に応じて本部長に報告する。

3　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

4　委員長は、必要に応じて関係所属長に対し、意見の具申及び資料の提供等を求めることができる。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

6　その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

第４　事務

委員会の事務は、人材育成課において処理する。